

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)

平成18年3月31日
閣議決定

目 次

共通的事項	1
17年度重点計画事項	
(横断的制度整備等)	
1 市場化テストの速やかな本格的導入	12
2 官業の民間開放の推進	26
3 規制の見直し基準の策定等	37
(横断的重点検討分野の改革)	
1 少子化への対応等	43
2 生活・ビジネスインフラの競争促進	48
3 外国人移入・在留	67
(個別重点検討分野の改革)	
1 医療分野	74
2 教育分野	85
3 農業・土地住宅分野	93
措置事項	
1 市場化テスト(官民競争入札制度・民間競争入札)関係	
ア 制度の整備等	101
イ 具体的事業	104
ウ その他	117
2 「規制改革・民間開放集中受付月間」関係	123
3 基本ルール関係	
ア 規制に関する手続の見直し	124
イ 地方公共団体における規制改革の推進に向けた方策	134
4 IT関係	
ア 情報通信ネットワークインフラの整備の一層の促進	136
イ 電気通信事業における公正競争の促進	141
ウ IT利活用の推進	147
エ 電子政府・電子自治体の推進	160
オ その他	164
5 競争政策関係	
ア 独占禁止法のエンフォースメント(ルールの実効性を確保するための手段)の見直し・強化	167

イ	公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化	168
ウ	専門分野に関するエンフォースメントの強化	171
エ	企業の経済活動を活性化する等のためのその他の措置	174
オ	政府調達制度の見直し	176
カ	公共施設・サービス等の民間開放の促進	182
6	法務関係	
ア	国民が利用しやすい司法制度の実現	183
イ	我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備	188
ウ	国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備	194
エ	国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」 の創設など）	204
オ	その他	205
7	金融関係	
ア	銀行	208
イ	協同組織金融機関	215
ウ	証券	217
エ	保険	223
オ	その他	231
8	教育・研究関係	
ア	教育主体等	240
イ	初等・中等教育	243
ウ	高等教育	255
エ	研究開発等	261
オ	その他	265
9	医療関係	
ア	情報	269
イ	IT化、事務効率化	274
ウ	保険者、保険運営、審査支払等	278
エ	診療報酬	284
オ	経営の近代化等	291
カ	医薬品・医療材料、承認審査等	294
キ	教育、臨床研修、資格、派遣等	299
ク	その他（医療計画、救急医療、小児医療、 医療事故対策等）	304
10	福祉・保育等関係	
ア	介護	312
イ	保育	317
ウ	障害者施策	326
エ	社会福祉法人	327

オ	年金	328
カ	その他	330
11	雇用・労働関係	
ア	円滑な労働移動を可能とする規制改革	332
イ	就労形態の多様化を可能とする規制改革	333
ウ	新しい労働者像に応じた制度改革	336
エ	事後チェック機能の強化	338
オ	労災保険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進など	339
カ	その他	342
12	農林水産業関係	
ア	農業・農産物等	347
イ	農地	354
ウ	その他	357
13	流通・サービス業関係	
ア	医薬品等	360
イ	大規模小売店舗立地法	361
ウ	その他	362
14	エネルギー関係	
ア	石油	366
イ	電気事業	366
ウ	ガス事業	374
エ	その他	378
15	住宅・土地、公共工事関係	
ア	住宅・土地	382
イ	公共工事	398
ウ	公共施設・サービス等の民間開放の促進	401
エ	その他	406
16	運輸関係	
ア	自動車交通等	418
イ	海運・港湾	428
ウ	その他	433
17	環境関係	
ア	リサイクル・廃棄物	438
イ	地球温暖化	443
ウ	ヒートアイランド	448
エ	その他	450
18	危険物・保安関係	
ア	燃料電池関連分野関係	452
イ	高圧ガス保安法関係	455

ウ	労働安全衛生法関係	457
エ	消防法関係	458
オ	その他	460
19	基準認証等関係	
ア	共通的な指針に基づく見直し	464
イ	その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）	470
20	資格制度関係	476

(別表1)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成17年10月11日規制改革・民間開放推進本部決定） における「別表」に掲げられた規制改革事項に関する フォローアップ結果	483
(別表2)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成18年2月17日規制改革・民間開放推進本部決定） における「別表」に掲げられた規制改革事項	487
(別表3)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成17年10月11日及び平成18年2月17日規制改革・民間開放推進本部決定）の対象とならなかったものの 「検討」等を行うとされた事項	494
(別表4)	「構造改革特区の第7次提案に対する政府の対応方針」 （平成17年10月11日構造改革特別区域推進本部決定） における「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（第7次提案追加分）」に関するフォローアップ結果	501
(別表5)	「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」 （平成17年10月21日構造改革特別区域推進本部決定）における「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」に関するフォローアップ結果	503

(別表6)「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」
(平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部決定)
における「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに
明確な規制改革事項(第8次提案追加分)」…………… 505

- (注1) 本計画は、平成18年3月31日時点の措置状況を取りまとめている。
- (注2) 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)の「具体的施策」を「平成17年度重点計画事項」として列記している。なお、は、各関連事項も含めて措置内容を記述している等のため、当該における措置事項と記述内容が必ずしも一致しない場合がある。
- (注3) における各措置内容の後に付記した括弧書き(例:(運輸ア)等)は、における掲載箇所を示している。
- (注4) における「改定計画等との関係」欄では、各個別事項と、再改定前の「規制改革推進・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)(=「改定」)、「重点計画事項」(=「重点」)等との対応関係を明らかにし、該当する分野名(略称で記載)及びその記載箇所を明示している。

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）の再改定に当たっては、「小さくて効率的な政府」の実現に向け、行政部門の徹底した効率化・コスト削減及び国民負担の軽減・民間部門の需要創出に資する規制改革・民間開放を重点的に取り上げた「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議。以下「第2次答申」という。）の「具体的施策」を最大限に尊重する旨の閣議決定（平成17年12月22日）を踏まえ、第2次答申の指摘事項を重点計画事項として列記する等下記のとおり改定する。

記

共通的事項

1 目的

（1）本計画の目的

本計画は、経済活性化による持続的な経済成長の達成、透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、多様な選択肢の確保された国民生活の実現、国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分野について、民間開放その他の規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革を一層加速することを目的とする。

（2）本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日）、上記第2次答申を含む規制改革・民間開放推進会議のこれまでの答申、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）、「規制改革集中受付月間」、「規制改革・民間開放集中受付月間」等によりこれまで明らかにされた規制改革関連事項について、これを平成16年度から18年度までの3か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図ることとする。

2 規制改革の推進に伴う諸措置及び関連改革との連携等

規制の見直しに当たっては、これと併せて、（ ）活力ある競争社会の前提条件となる

社会的安定機能（セーフティネット）の確保、（ ）経済活力維持・向上の観点からの公的分野の合理化・効率化・民間開放、（ ）企業製品等に対する国民の不安を解消し、疑念を払拭するため、特に国民の安全を確保する観点からの事業者における自己責任体制の確立・情報公開等の徹底、（ ）事前規制型行政から事後チェック型行政に転換していくことに伴う新たなルールの創設及びこれに係る法体系の抜本的見直し、（ ）社会的に必要な規制の実効性の確保・向上等の諸措置を実施する。

このほか、次のとおり、規制改革と密接不可分の各分野の改革との連携を図る。

（ ）市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開

（ ）行政組織、予算、税制、補助金、特殊法人、公益法人、地方行政等の分野の改革との連携

また、国民の側からも、消費者・生活者として、規制改革が期待された効果をもたらすよう関心を持ち、これに主体的に貢献できるようにすることが重要であるとの観点に立って、各府省において規制改革の取組状況等について積極的な情報の提供を行うものとする。

3 規制改革・民間開放推進会議による規制改革への抜本的取組

規制改革・民間開放推進会議は、経済社会の構造改革の視点を踏まえた広範な取組を通じて規制改革を推進するための審議を行うとともに、本計画の実施状況の監視を行い、本計画に掲げられた各改革事項の推進を図るものとする。また、本計画は、規制改革・民間開放推進会議における審議結果等を踏まえ改定するものとする。

4 規制改革・民間開放推進本部と規制改革・民間開放推進会議との連携

規制改革・民間開放推進本部は、規制改革・民間開放推進会議と密接な連携を図り、本部と会議が、両輪となって規制改革を強力かつ着実に推進するものとする。

5 構造改革特区等の活用による規制改革の加速化

総合規制改革会議が提言した「規制改革特区」をベースとして基本理念の構築や制度設計が行われた構造改革特区制度は、様々な事情により進展が遅い分野がある全国規模での規制改革について、地域の特性に応じた規制の特例を導入することによって、「全国規模の規制改革に繋がる突破口」となるものである。

具体的には、構造改革特区制度を活用した規制改革の検討に当たっては、可能な限り「全国規模で実施するか」「特区で先行的に実施するか」の二者択一を行うという考え方を前提とし、仮に全国規模での規制改革を直ちに実施することが難しいとされているものであっても、特区において先行的に実施することにより、規制改革の加速化を図っていく。

また、定期的に地方公共団体や民間事業者等から受け付けた提案に基づく規制改革事項については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成18年2月17日閣議決定)において、特区で講じる規制の特例措置が掲げられている別表1、及び、全国展開することとなった規制の特例措置が掲げられている別表2を改訂することにより対応することとし、これにより同基本方針の追加・充実を図っていく。

なお、構造改革特区制度については、地方公共団体や民間への十分なPRを行った上で、定期的な提案募集を行うとともに、提案募集とそれに基づく基本方針の改訂、法令等の改正といった一連の流れを通じた改革を加速していくため、地方公共団体や民間に対するコンサルティング機能や情報発信機能を強化していく。

さらに、特区において実施される規制の特例措置については、同基本方針に基づき、規制改革・民間開放推進会議とも密接な連携を取りつつ、一定期間後に的確に評価を行い、その評価結果を踏まえて、特区の成果を着実に全国に広げていく。

6 計画の改定、フォローアップ等

(1) 既定計画の着実な実施

「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)を始め、規制改革に関連する既定諸計画に定められている事項のうち、本計画に記載のない事項であって、平成17年度内に措置が完了していない事項(措置内容が検討にとどまっている事項を含む。)についてフォローアップを含めその着実な実施を図る。

(2) 計画の改定

本計画は、規制改革・民間開放推進会議の審議結果等を踏まえ、毎年度改定する。

(3) 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、その実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果は、規制改革・民間開放推進会議に報告するとともに、公表する。

さらに、公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託を積極的に推進することが重要である。このため、各府省は、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づいて、逐次、所管事務・事業の全般について計画的・積極的に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進し、総務省は、民営化、民間への事業譲渡、民間委託の実施状況を毎年度の「行政改革大綱」、「今後の行政改革の方針」及び「行政改革の重要方針」の実

施状況に関するフォローアップの中で明らかにする。

(4) 審議会等の結論の早期化

本計画の個別措置事項のうち審議会等の結論を得る必要があるものについては、審議会等の結論を原則として平成18年9月末までに得ることとし、審議の早期化を図る。その時点で審議会等の結論が得られないものは、各府省が審議状況を取りまとめて公表するとともに、原則として平成19年2月末までに結論を得るものとする。

(5) 市場開放問題苦情処理体制(OTO)の活用

市場アクセスの改善に資する規制改革を推進するため、市場開放問題苦情処理体制(OTO)の機能を積極的に活用する。

(6) 諸外国の規制情報の収集・分析

我が国における規制改革の一層の進展に資するため、各府省においては、その所管する分野に係る行政が、世界各国でどのように行われているかを、インターネットなども活用し常時情報収集を行い、積極的に公開に努める。外務省は、在外公館における活動の一つとして、各国の規制についての幅広い情報収集や分析に努める。

7 「規制改革・民間開放集中受付月間」の定着化

平成17年度において6月及び10～11月の各1か月間を「規制改革・民間開放集中受付月間」とし、規制改革・民間開放推進室、市場化テスト推進室並びに構造改革特区推進室が共同して、民間、個人、地方公共団体を問わず広く一般から、全国規模での規制改革・民間開放要望と構造改革特区提案を集中的に公募し、手続の公開の下、規制改革・民間開放推進会議の協力を得つつ、短期集中型の検討・協議を実施した。

国において、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、平成18年度以降も「規制改革・民間開放集中受付月間」活動を継承し、定着化を図る。なお、検討の際には、構造改革特区制度における規制改革の検討と同様に、可能な限り「全国規模で実施するか」「特区で先行的に実施するか」の二者択一を行うという考え方を基本とする。加えて、常に検証・評価(自己評価は勿論、外部評価も含む。)を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。

8 事後チェック型行政への転換と消費者への情報提供の推進

行政の在り方が事前規制型から事後チェック型に転換していくことに伴い、許認可等の直接規制に係る体制のスリム化を進めるとともに、明確なルールづくりとそのルール

が守られているか否かの監視を重視した体制に移行するものとする。

これら事後チェック型行政のためのルールのうち、情報公開関連項目及び第三者評価関連項目については基本的には個別分野にそれぞれ措置しているが、このほか、以下の措置を共通的に行う。（苦情・紛争処理関連項目については「措置事項 6 法務関係」に掲載。）

（１）情報公開の推進

本計画において措置している情報公開関連項目については、事後チェック型行政を推進する観点から、逐次、期限の定められたものは前倒しに努め、逐次実施とされているものは年次別の具体的な達成目標を明示して、可能な限りその速やかな実施を図る。

なお、これ以外の分野においても、各府省は、逐次、それぞれの分野における消費者・利用者への提供情報の範囲、提供方法など情報公開の在り方につき、事業者・関係団体等とも連携を取りながら検討を進め、情報公開のルール形成を図る。

（２）第三者評価の推進

本計画において措置している第三者評価関連項目については、第三者評価の重要性にかんがみ、逐次、期限の定められたものは前倒しに努め、逐次実施とされているものは年次別の具体的な達成目標を明示して、可能な限りその速やかな実施を図る。また、各府省は、評価対象範囲・事項の一層の拡大を図るなど評価充実に向けた検討を進める。

なお、これ以外の分野においても第三者評価に馴染む分野は存在することから、各府省は、逐次、他分野の評価手法、実績等も参考としつつ、第三者評価の導入を図る。

9 民事・刑事の基本法制の整備等

（１）民事・刑事の基本法制の整備

社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。これらの法整備は平成18年度を目途に完了させる。

（２）司法制度改革の推進

事後チェック型行政への転換に伴い、司法の果たすべき役割がより重要となってくることから、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）の実施等を通じ、

真に実効ある司法制度改革を推進する。

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

規制改革推進及び関連する諸組織との連携の在り方

規制改革・民間開放推進会議の事務局機能を強化するとともに、規制改革の推進に当たり、今後とも民間の学識経験者や実業界等の知見を十分に活用できる体制とする。

さらに、一層の規制改革の実を上げるため、構造改革特別区域推進本部を始めとした関連する諸組織との連携を今後とも密にする。

具体的には、

ア 現在「特区」において規制改革の要望がある事項ができる限り実現されるよう、構造改革特別区域推進本部との連携を強化する。

イ 内閣府に寄せられる日本の市場アクセスに係る苦情や、総務省が全国に展開している行政相談窓口に寄せられる行政相談の中で、規制改革に関するものについては、規制改革・民間開放推進会議にも随時情報提供する。

ウ 総務省が行っている規制に関する政策の評価及び行政評価・監視に基づく関係府省に対する意見・勧告事項並びに公正取引委員会による競争政策の観点からの関係府省に対する要請事項についても、規制改革・民間開放推進会議へ情報提供する仕組みを作り、規制改革・民間開放推進会議も当該事項の扱いについてフォローする。

エ 既存規制のチェックの際活用すべきである「規制影響分析(RIA)」について、その分析手法の開発・向上に向け、規制改革・民間開放推進会議と総務省及び各府省は連携する。

オ 規制改革と公正競争促進は一体であることから、規制改革・民間開放推進会議と公正取引委員会は、引き続き密接な協力体制を維持する。

規制改革手法の見直し

規制改革・民間開放推進会議の活動の中心は、今後とも既存規制の見直しとすべきであるが、その手法について、従来の手法に加え、以下の手法も取り入れることとする。

ア 規制影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)の活用

規制影響分析(RIA)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定

されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

基本的に、R I Aの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるものであるが、それに加え、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断する材料としても有効である。

したがって、後述((2))のとおり各府省が実施すべきR I Aについて、規制改革・民間開放推進会議が既存規制をチェックする際にも活用できるような仕組みを作ることとする。

イ 「基準」による規制のチェック

規制の必要性・合理性等を迅速かつ客観的に議論・判断していくため、規制改革・民間開放推進会議は、規制の見直し基準を早急に策定し、これに基づいて既存規制の見直しを推進する。

その基準は、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)第44条第1項の規定及び「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、規制の見直しの視点として掲げられている事項を参考にしつつ、参入・退出、業務内容、競争条件といった観点で設定し、個別分野ごとのものではなく横断的なものとする。

あわせて、その基準は、最低基準としてではなく、むしろ標準として、例えば、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いることとする。

ウ 規制の把握と公開

規制改革・民間開放推進会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報(R I A等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。)が規制改革・民間開放推進会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革・民間開放推進会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革・民間開放推進会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一覧性を持たせるとともに、R I A等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにすることが重要である。

なお、情報提供された規制案の中に、上述の「基準」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあった場合、規制改革・民間開放推進会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べることとする。

その際、規制の新設審査（ ）を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、総務省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革・民間開放推進会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力を行うこととする。

規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

このため、R I Aの試行的実施が行われるまでの間、各府省は、規制の新設に当たり、規制の必要性、期待される効果、予想される国民の負担等のコスト等について検討し、その検討結果を、見直し条項を付した法律及び見直し条項に基づく見直しの結果とともに、毎通常国会終了後速やかに国民に分かりやすく公表する。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う意見公募手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

エ 規制改革・規制制度の評価等及び国民への情報提供等

(ア) 規制制度に関する基礎的な調査研究の充実

総務省は、規制改革の推進に資するため、各府省の協力を得て、規制制度に関する基礎的な調査研究の充実を図り、その成果を国民に分かりやすい形で公表する。

(イ) 規制改革の数量的効果分析の実施・公表

内閣府は、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表する。

(ウ) 規制コスト及び効果の分析

各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資する。

(エ) 政策評価等の実施等

規制制度等の評価に当たっては、各府省における政策評価の積極的な実施を図るとともに、総務省の政策評価機能及び行政評価・監視機能を積極的に活用する。

(オ) 規制改革に関する広報の充実

内閣府は、上記(ア)(イ)(ウ)を含め、公的規制の現状、規制改革の実施状況、規制改革の経済効果等を国民に分かりやすい形で取りまとめ公表する。その他、規制改革に関する国民の理解を促進するための施策を実施し、広報の充実を図る。

(2) 規制に係る手続の見直し

R I A 導入の推進

R I A は、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、R I A の手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

ア R I A については、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なR I A の実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

イ R I A が客観性を持ち得るためには、可能な限り定量的かつ詳細な分析が必要であるが、その分析手法が確立していない時点においては、一律に定量かつ詳細な分析を義務付けることは行政コストを増大させるのみで実益に乏しい。

したがって、当面、RIAについては、諸外国の例を参考にしつつ分析項目のみ提示し、内容面については徐々に充実させていくことが適当である。また、定期的なレビューの実施に資するため、レビューの時期や規制を見直す条件等を盛り込むことが適当である。

項目例としては、以下の項目が考えられる。

- (ア) 規制の内容（規制の目的・必要性等を含む。）
- (イ) 規制の費用分析（規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計）
- (ウ) 規制の便益分析（規制実施による産業界や国民への便益、社会的便益の推計）
- (エ) 想定できる代替手段との比較考量
- (オ) 規制を見直す条件
- (カ) レビューを行う時期

パブリック・コメント手続の適正な運用

規制の設定又は改廃に係る意思決定過程の透明性の向上と公正の確保等を図る観点から、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）に基づき、引き続き、規制の設定又は改廃に係る政省令等の策定過程において、広く国民・事業者以案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととする。

また、同手続に従い適切に規制の設定又は改廃が行われるよう、総務省は、その実施状況をフォローアップし、公表する。

なお、今後とも国民・事業者同手続の周知を図り、その活用を促す。

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）は、その趣旨が、「行政手続法の一部を改正する法律」（平成17年法律第73号）による改正後の行政手続法に引き継がれることから、同法の施行に伴い廃止される。したがって本項の内容は、後記の「行政手続法の適正な運用」のもとで措置されるものである。

日本版ノーアクションレター制度の適正な運用

民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかの予見可能性を高めるとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に基づき、同手続の円滑な実施を図る。

また、同手続が適切に実施されるよう、総務省は、その実施状況をフォローアップし、公表する。

なお、今後とも国民・事業者に同手続の周知を図り、その活用を促す。

行政手続法の適正な運用

行政手続法（平成5年法律第88号）を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する。また、引き続き国民・事業者に行政手続法の周知を図り、その活用を促す。

あわせて、規制プロセスの予測可能性及び透明性の向上に資する観点から、許認可等のうち、いまだ標準処理期間の定めのないものについてその設定に努めるとともに、いまだ審査基準のないものについては早急に設定することとする。

行政機関情報公開法等の円滑な施行

規制に係る行政情報の公開を図り、規制の効果と負担について透明性を確保し、国民への説明責任を果たすため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の円滑な施行に引き続き努める。

行政指導及び民規規制への取組

規制改革後において、規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」の趣旨を踏まえ、関係省庁は公正取引委員会と事前に所要の調整を図る。いわゆる民規規制の問題については、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対し同法に基づき厳正に対処するほか、その実態を調査し、競争制限的な民間慣行についてその是正を図るとともに、その背後に競争制限的な行政指導が存在する場合には、公正取引委員会及び関係府省がその早急な見直しに取り組む。行政が何ら関与していない場合には、関係省庁は、関与していない旨を改めて周知するなど、責任の所在の明確化に努める。

（3）地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策

国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。

なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。